

令和6年度（2024年度）

金沢大学法科大学院

入学試験問題

商 法

A 日程入試

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は2枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 解答にあたっては、どの問題から解答しても構いません。ただし、どの問題についての解答であるのかを答案中に明示してください。

令和6年度（2024年度）金沢大学法科大学院入学試験問題

試験科目	商	法
------	---	---

以下の問題について解答しなさい。

問題1（15点）

次の事例を読み、[問い]に答えなさい。

1. 甲社は、不動産管理を業とする非上場の株式会社であり、取締役会設置会社である。甲社は、種類株式発行会社ではなく、定款で会社法107条2項各号所定の事項を定めることもしていない。甲社の定款所定の発行可能株式総数は6000株であり、3000株が発行済である。
2. 甲社の創業者Xは甲社株を2000株保有しているが、甲社株1000株を保有する代表取締役Aの経営方針に不満を持つようになり、Aを取締役から解任する可能性にまで言及するようになった。
3. こうした状況下で、甲社は取締役会を開催し、食料品の小売業を営む株式会社であり、Aの大学の同輩が経営するB社に対し、募集株式の数は3000株、払込期日を2023年3月1日とする募集株式の発行を決議した（払込金額はB社に特に有利な金額ではない。）。甲社は、当該取締役会決議に基づき、官報で公告したうえで、募集株式の発行を行った（以下、「本件募集株式の発行」という。）。なお、本件募集株式の発行については、対外的に、2023年2月下旬になって計画されたB社との業務提携にともなうものであるとの説明がなされている。
4. 2023年5月上旬に上記の事実を知ったXは、訴えを提起して、本件募集株式の発行を無効とするよう求めた。

[問い]

- (1) Xの請求は認められるか。
- (2) 仮に株主への公示が欠けていた場合、Xの請求は認められるか。

問題2（10点）

監査役の監査権限と取締役会の監督権限の内容と両者の関係について説明しなさい（定款による権限の限定、委員会設置会社については検討しなくてもよい。）。

以上